

大分県障がい者芸術企業連携推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、障がいのある作家の社会参加を推進するため、大分県障がい者芸術企業連携推進事業実施要領（令和8年3月16日伺定。以下「実施要領」という。）に基づき、大分県内に所在する企業若しくは個人事業主が取り組む、県内在住の障がいのある作家が制作した作品を自社の製品や販促品、広報物等（以下、「製品等」という。）への起用に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「作家」とは、大分県内に在住し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、創作活動に取り組む者をいう。

2 この要綱において、「企業」とは、大分県内に事業所を置く者をいう。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（第4号様式）
- (4) 収支予算の積算根拠となる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第26号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (10) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (11) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に影響を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の20パーセント以内の減少、場所・構造・規模・工法・機械種類・研修科目の変更以外の変更等）
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減（又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減）ただし、補助金の額の減額であり、事業の実績によるもので、内容に一切の変更がない場合は軽微の変更の範囲に含まれる。この場合にあつては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

（補助金の交付決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第8号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第10号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第11号様式）
- (2) 収支精算書（第12号様式）
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 財産、成果物及び取組状況の写真
- (5) 領収書又は請求書の写し
- (6) 財産管理台帳の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第13号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附則

この要綱は、令和8年度予算に係る大分県障がい者芸術企業連携推進事業費補助金から適用する。

別表1（第3条関係）

補助対象経費	科目	補助対象経費の内容	補助率	補助上限額
著作権使用料	使用料	作家との間で締結した著作権使用許諾契約に基づく使用料	1/2	200,000 円
デザイン料	委託料	自社の製品等へ作品を起用するため、デザインを外注する際に要した経費		
試作費	需用費	作品を起用した製品等の試作品を製造するために要した経費		

デザイン料・製作費の算出にあつては、原則、複数の見積により、適正な価格であることを確認したうえで、最低額とすること。

注意) 以下の経費は補助対象外経費となる

- ・ 試作後の量産に要する経費
- ・ 交付決定以前に着手（契約・発注）した経費
- ・ 租税公課（消費税を除く）
- ・ 国の助成金等、他の補助事業で採択されたもの
- ・ 領収書等の証憑書類により申請者が支払ったことを明確にできない経費
- ・ 当該事業に直接関わりのない経費や社会通念上適切でない経費

第1号様式（第4条関係）

年度大分県障がい者芸術企業連携推進事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

法 人 名
法 人 所 在 地
代 表 者 職 ・ 氏 名
担 当 者
電 話 番 号
E-mail アドレス

年度において、下記のとおり大分県障がい者芸術企業連携推進事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県障がい者芸術企業連携推進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の目的

2. 事業完了予定年月日

年 月 日

3. 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（第4号様式）
- (4) 収支予算の積算根拠となる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

事業計画書

1 企業等の概要

法人名	
法人所在地	
業種及び主たる事業内容	

2 補助事業内容

事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
補助事業の目的	(本補助金活用の目的を記載)
補助事業の内容	(実施する内容やスケジュール等を具体的に記載)
補助事業の効果	(事業を実施することにより見込まれる効果を具体的に記載)

3 内容の誓約

	本事業計画書に記載されている内容について、真実であり虚偽のないことをここに誓約いたします。
--	---

第3号様式（第4条関係）

収支予算書

1 収入

項目	予算額	備考
県費補助金		補助率 1 / 2
申請者負担分		
計	0	

2 支出

項目	予算額	備考
計	0	

- ・補助対象経費のみ記載すること。
- ・変更承認申請の場合は、予算額を二段書きにし、変更前をかつこ書きで上段に記載すること

第4号様式（第4条関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

所在地

法人名（ふりがな）

代表者氏名（ふりがな）

代表者生年月日

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第5号様式（第5条関係）

年度大分県障がい者芸術企業連携推進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

法 人 名
法 人 所 在 地
代表者職・氏名
担 当 者
電 話 番 号
E-mail アドレス

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年
度大分県障がい者芸術企業連携推進事業について、下記のとおり変更したいので大分
県障がい者芸術企業連携推進事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により
申請します。

記

1 補助金額

変更交付申請額	金	円
既交付決定額	金	円
変更による増減額	金	円

2 変更の理由

3 事業完了予定年月日

（変更しない場合は記入不要）

変更前

変更後

4 添付書類

（1）事業計画書（第2号様式）

（2）収支予算書（第3号様式） ※変更がある場合のみ

（3）見積書 ※変更がある場合のみ

第6号様式（第5条関係）

年度大分県障がい者芸術企業連携推進事業費補助金
事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

法 人 名
法 人 所 在 地
代 表 者 職 ・ 氏 名
担 当 者
電 話 番 号
E-mail アドレス

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年
度大分県障がい者芸術企業連携推進事業について、下記のとおり（中止・廃止）した
いので承認されるよう、大分県障がい者芸術企業連携推進事業費補助金交付要綱第5
条第1項第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止・廃止の理由
- 2 中止の期間（廃止の期日）
- 3 中止・廃止後の措置

第7号様式（第5条関係）

年度大分県障がい者芸術企業連携推進事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日

大分県知事 殿

法人名
法人所在地
代表者職・氏名
担当者
電話番号
E-mail アドレス

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった 年度
大分県障がい者芸術企業連携推進事業費補助金にかかる消費税等仕入控除額が確定し
たので、大分県障がい者芸術企業連携推進事業費補助金交付要綱第5条第1項第10
号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額
金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知)
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額
金 円①
- 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円②
- 4 補助金返還相当額
金 円 (② - ①)
- 5 その他
 - (1) 別紙集計表を添付すること
 - (2) 消費税等確定申告書の写し及びその添付資料
 - (3) その他参考書類

第7号様式（第5条関係）別紙

年度大分県障がい者芸術企業連携推進事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額集計表

(単位：円)

仕入に係る消費税額及び 地方消費税 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等仕入控除額 (A) × (B)	備考

- 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第8号様式（第6条関係）

年度大分県障がい者芸術企業連携推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで交付申請のあった 年度大分県障がい者芸術企業
連携推進事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので大分県
障がい者芸術企業連携推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費
金 円
- 2 補助金の交付決定額
金 円
- 3 補助条件
別紙のとおり

第8号様式別紙（第6条関係）

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
 - (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないうで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
 - (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。（8）財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
 - (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
 - (10) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
 - (11) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
 - (12) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の20パーセント以内の減少、場所・構造・規模・工法・機械種類・研修科目の変更以外の変更等）
 - (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減（又は補助対象経費の費目間における流用でいずれか少ない額の20パーセント以内の増減）
- ただし、補助金の額の減額であり、事業の実績によるもので、内容に一切の変更がない場合は軽微の変更の範囲に含まれる。この場合にあつては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

（備考）

要綱第5条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書（第5号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をかつこ書きで上段に記載すること。

第9号様式（第9条関係）

年度大分県障がい者芸術企業連携推進事業費補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

法人名
法人所在地
代表者職・氏名
担当者
電話番号
E-mailアドレス

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった 年度
大分県障がい者芸術企業連携推進事業費補助金 円について、下記の金額
を（精算払・概算払）の方法により交付されるよう、大分県障がい者芸術企業連携推
進事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

(単位：円)

交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	事業完了 (予定)日	備考

振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義	

第10号様式（第10条関係）

年度大分県障がい者芸術企業連携推進事業費補助金実績報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

法 人 名
法 人 所 在 地
代 表 者 職 ・ 氏 名
担 当 者
電 話 番 号
E-mail アドレス

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県障がい者芸術企業連携推進事業費補助金に係る事業実績について、大分県障がい者芸術企業連携推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日

年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第11号様式）
- (2) 収支精算書（第12号様式）
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 財産、成果物及び取組状況の写真
- (5) 領収書又は請求書の写し
- (6) 財産管理台帳の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

第11号様式（第10条関係）

事業実績書

1 企業等の概要

法人名	
法人所在地	
業種及び主たる事業内容	

2 補助事業内容

事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
補助事業の目的	(本補助金活用の目的を記載)
補助事業の内容	(実施した内容を具体的に記載)
補助事業の効果	(事業を実施したことでもたらされた効果を具体的に記載)

第12号様式（第10条関係）

収支精算書

1 収入

項目	精算額	予算額	差額	備考
県費補助金			0	補助率 1 / 2
申請者負担分			0	
計	0	0	0	

2 支出

項目	精算額	予算額	差額	備考
			0	
			0	
			0	
			0	
計	0	0	0	

・補助対象経費のみ記載すること。

・変更承認申請の場合は、予算額を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること

第13号様式（第11条関係）

年度大分県障がい者芸術企業連携推進事業費補助金額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで提出のあった 年度大分県障がい者芸術企業連携
推進事業費補助金実績報告書に基づき 年 月 日付け 第
号による交付決定通知に係る補助金の額金 円については、金 円
に確定したので大分県障がい者芸術企業連携推進事業費補助金交付要綱第11条の規
定により通知します。